

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	香川県	担当部署	農政水産部農村整備課
-------	-----	------	------------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数	農用地面積	交付額
ア 集落協定	390 協定	2,468 ha	35,646 万円
a 基礎単価の対象	254 協定	1,389 ha	17,890 万円
b 体制整備単価の対象	136 協定	1,078 ha	17,531 万円
c 加算措置			
(a) 棚田地域振興活動加算	1 協定	14 ha	139 万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	4 協定	77 ha	539 万円
(c) 集落協定広域化加算	0 協定	0 ha	0 万円
(d) 集落機能強化加算	0 協定	0 ha	0 万円
(e) 生産性向上加算	7 協定	135 ha	1,473 万円
イ 個別協定	1 協定	2 ha	7 万円
a 基礎単価の対象	0 協定	0 ha	0 万円
b 利用権設定等単価（10割単価）の対象	1 協定	2 ha	7 万円
c 超急傾斜農地保全管理加算	0 協定	0 ha	0 万円
合計	391 協定	2,470 ha	35,653 万円

【参考】

R3年耕地面積※	25,062 ha	※県全体では、29,300ha。
----------	-----------	------------------

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数	交付面積	交付金額
1 協定当たり平均値	14 人	6 ha	91 万円

【参考】

ア 協定参加者数	5,498 人
イ 交付金配分額	35,646 万円
a うち個人への配分	29,739 万円
b うち共同取組活動	5,907 万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	55	332	2	1
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	73	316		1
b 水路・農道等の管理	77	313		
c 多面的機能を増進する活動	75	315		
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	39	67	30	
b 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況	40	45	51	
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算		1		
c 急傾斜農地保全管理加算		4		
d 集落協定広域化加算				
e 集落機能強化加算				
f 生産性向上加算		7		
オ 全体評価	優	良	可	不可
	276 (71%)	110 (28%)	2 (1%)	2 (1%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

基本的な活動はほぼ計画通りに進んでいるが、集落戦略の作成については、進んでいない集落が一定数見られる。最終年までに集落戦略の作成を終えるためには、集落に対する市町の支援が必要である。県としては、市町に対して進捗状況を確認するとともに、必要な支援を行う必要がある。

なお、集落戦略の作成や加算措置に係る取組みについては、協定参加者の負担が増加する懸念があるという理由から、体制整備単価や加算措置を受ける協定数が少ない状況である。

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託		1		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動		1		
b 水路・農道等の管理		1		
c 多面的機能を増進する活動		1		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項		1		
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

個別協定については、三豊市の1協定のみだが、問題なく活動が実施できている。今後も市、農業委員会や農地機構等の関係機関が連携して活動の支援を継続する必要がある。

1について第三者機関の意見【必須】

- ・ 県の所見については、概ね妥当である。
- ・ 集落戦略の作成が協定期間内に完了しない集落に対する市町の支援については、具体的な内容を示す必要がある。
- ・ 本制度は、国の税金が農村に交付されているものなので、農村に住んでいない国民が本制度をどう受け止めるかが重要であり、これまで無償で行っていた農道や関連施設の維持管理などに対して交付金が交付されている背景を再認識してもらうことにより、取組みへの姿勢が変わると考える。

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	383	0回 (0%)	98 (26%)	150 (39%)	135 (35%)
	うち集落戦略	131	14 (11%)	67 (51%)	31 (24%)	19 (15%)
	R 3年度	390	0回 (0%)	101 (26%)	109 (28%)	180 (46%)
	うち集落戦略	136	9 (7%)	62 (46%)	32 (24%)	33 (24%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

令和2年度は新型コロナウイルスの影響で話し合い自体がしにくい状況にあったが、令和3年度は話し合い活動がやや活発に実施できている。そのような中、集落戦略の作成に向けての具体的な話し合いができていない集落があることから、そういった集落には話し合いの進め方の具体例を示すなど、市町から重点的に支援するよう働きかける必要がある。

(2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	133 協定	97.8 %
② 協定参加者以外の集落の住民	17 協定	12.5 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	12 協定	8.8 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	0 協定	0.0 %
⑤ 協定役員のみ	13 協定	9.6 %
⑥ 話し合いをしていない	0 協定	0.0 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

協定役員のみではなく、協定参加者が広く話し合いに出席している協定が多いことは評価できる。また、協定参加者以外の者が参加することにより、より効果的な集落戦略の作成につながるものと考えられる。

3について第三者機関の意見【必須】

県の所見については、妥当である。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	200 協定	51.3 %	① 協定書作成に係る支援	0 協定	0.0 %
② 集落戦略作成に係る支援	138 協定	35.4 %	② 目標達成に向けた支援	0 協定	0.0 %
③ 目標達成に向けた支援	109 協定	27.9 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援	0 協定	0.0 %
④ 協定の統合・広域化への支援	31 協定	7.9 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	0 協定	0.0 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	128 協定	32.8 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	0 協定	0.0 %
⑥ ①～⑤以外の支援	9 協定	2.3 %	⑥ ①～⑤以外の支援	0 協定	0.0 %
⑦ 特に支援を要望しない	87 協定	22.3 %	⑦ 特に支援を要望しない	1 協定	100.0 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定書作成に係る支援を要望している協定が多く、市町担当者が協定代表者と打ち合わせをしながら作成を手伝うなど、できる限りの支援を行っているところである。5年間の活動内容等を示す協定書の作成については本制度で最も重要なことであり、それに対する市町の支援は継続して行う必要があるものと考えられる。

集落戦略作成に係る支援については、市町担当者が進捗状況を適宜確認しながら、必要な助言等を行う必要がある。

協定の事務負担軽減に向けた支援については、効果的な支援方法を市町担当者間で情報共有する場を設けることも検討する必要がある。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

県の所見については、概ね妥当である。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		366 協定	93.8 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	36 協定	9.8 %
	広域化の意向はない	328 協定	89.6 %
廃止意向の協定数		24 協定	6.2 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	16 協定	66.7 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	21 協定	87.5 %
	③ 地域農業の担い手がないため	16 協定	66.7 %
	④ 農業収入が見込めないため	7 協定	29.2 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	16 協定	66.7 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	11 協定	45.8 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	10 協定	41.7 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	7 協定	29.2 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	7 協定	29.2 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	2 協定	8.3 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	1 協定	4.2 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	2 協定	8.3 %
	⑬ その他	1 協定	4.2 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		1 協定	100 %
廃止意向の協定数		0 協定	0 %
協定廃止の理由	① 高齢化による体力低下や病気のため	0 協定	%
	② 後継者がいないため	0 協定	%
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	0 協定	%
	④ 集落協定に参加するため	0 協定	%
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	0 協定	%
	⑥ 農業収入が見込めないため	0 協定	%
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	0 協定	%
	⑧ 圃場条件が悪いため	0 協定	%
	⑨ 事務手続きが負担なため	0 協定	%
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	0 協定	%
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	0 協定	%
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	0 協定	%
	⑬ その他	0 協定	%

集落協定の広域化等に対する推進方針

広域化の意向がある集落に加え、隣接している集落や水利系統が同一の集落を対象に話し合いの機会を設け、広域化を推進する。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

廃止の相談があった場合は他集落への編入や広域化、交付金のより有効な活用を提案するとともに、廃止協定の農地が荒廃農地の発生等にならないよう担い手とのマッチングを図る。
また、廃止意向のある協定に対しては個別に継続を働きかけるとともに、次期対策に関する情報提供をできるだけ早い時期から行い、話し合いの機会等に次期対策への取組みをどうするか再度検討してもらう。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

- ・ 県の所見については、概ね妥当である。
- ・ 広域化は隣接集落で行うことが現実的であるが、担い手不足や高齢化が進んでいる状況では難しく、制度の内容を検討する必要がある。
- ・ すべての協定に対して一律に継続してもらうのは不可能であり、断念せざるを得ない協定があるのは仕方のないことと考え、行政がどのように対応するかが課題である。
- ・ 大規模経営の担い手が他集落へ出作した際に、農地の管理が粗放的で、集落と問題になる場合があるため、広域化の際には、担い手の出作・入作についても調整しておく必要がある。また、担い手を受け入れる場合には、本制度の話し合いの機会を利用することを集落に促すことも重要である。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	47 人 (12%)	60～69歳	123 人 (32%)	70～79歳	191 人 (49%)	80歳～	29 人 (7%)
代表者になってからの年数	～2年	66 人 (17%)	3年～7年	108 人 (28%)	8年～	216 人 (55%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	264 人 (72%)	協定	ない	74 人 (20%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	66 人 (17%)	60～69歳	187 人 (48%)	70～79歳	127 人 (33%)	80歳～	10 人 (3%)
担当者になってからの年数	～2年	77 人 (20%)	3年～7年	121 人 (31%)	8年～	192 人 (49%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	330 人 (90%)	協定	ない	8 人 (2%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在		今後	
なし		388 協定	99.5 %	387 協定	99.2 %
あり		2 協定	0.51 %	3 協定	0.8 %
委任先	行政書士・公認会計士	0 協定	0 %	0 協定	0.0 %
	事務組合	0 協定	0 %	1 協定	33.3 %
	NPO	0 協定	0 %	0 協定	0.0 %
	集落法人	1 協定	50 %	1 協定	33.3 %
	J A	1 協定	50 %	1 協定	33.3 %
	土地改良区	0 協定	0 %	0 協定	0.0 %
	個人	0 協定	0 %	0 協定	0.0 %
	その他	0 協定	0 %	0 協定	0.0 %

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	1 協定 (100%)	法人	1 協定 (0%)	任意 組織	1 協定 (0%)	その他	1 協定 (0%)
年齢	～59歳	1 人 (0%)	60～ 69歳	1 人 (100%)	70～ 79歳	1 人 (0%)	80歳～	1 人 (0%)
後継者の有無	いる	1 協定 (100%)	いない	1 協定 (0%)				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

次期対策における会計担当者の目途は立っている協定は多いが、代表者については目途が立っていない協定が多く見られる。代表者が高齢の集落については、行政が会合に出席するなどして、事務の分担や共同活動の内容見直し、代表者の負担を軽減する体制づくりを提案する。事務については、ほとんどの集落が自ら行っているが、JAや土地改良区が協力してくれる事例もあることから、事務委託についてこういった団体に相談することも促していく。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

県の所見については、妥当である。